
QA21 米、牛肉、大豆について経過措置を設けた理由を教えてください

モニタリング検査やばく露推計等の結果からは、現在の暫定規制値に適合する食品については、安全性は確保されていると考えられることから、新しい基準値への移行に際しては、市場（流通）に混乱が起きないように、準備期間が必要と考えられます。そのため、特定の食品（米、牛肉、大豆）については、一定の範囲で経過措置期間を設定しています。経過措置の対象食品の選定に当たっては、それらを原料として製造・加工が行える期限を含めて流通や消費の実態について農林水産省と協議を行い、必要最小限の食品及び期間に限定しています。この結果、米と大豆は、1年1作の農作物であり、収穫後、一定期間をかけて流通し、消費されるという特性を有しており、暫定規制値を前提に生産・検査が行われた平成23年産が広く流通していることから、平成24年産の流通が開始されるまでの期間を踏まえ、それぞれ6か月と9か月の経過措置を置くこととしました。また、牛肉については、冷凍牛肉の賞味期限は約2年間あり、4月1日以前にと畜された牛肉の在庫の残存率が十分に低くなるには6か月を要すること、また、牛へ給餌する飼料を新基準値に対応したものに切り替え飼育したとしても、生物学的半減期から新基準値(100 ベクレル/kg)を下回るためには6か月を要する可能性があることを踏まえ、6か月の経過措置を置くこととしました。新基準値への円滑な移行のためにも、暫定規制値に適合している食品の安全性に加え、これらの食品が経過措置の対象となった理由とその安全性について、消費者及び生産者の双方に対して引き続き丁寧に説明、周知を行っていきます。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日